

より育児に取り組める強化策・堺モデルを実施します － 堺市男性職員の育児参画を推進 －

育児・介護休業法の改正により、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み『産後パパ育休』等が、令和4年10月1日から創設されます。堺市では、このタイミングにあわせて、堺市男性職員の育児参画の更なる推進を図るため、男性職員がより育児に取り組める独自の育児参画強化策・堺モデルを実施します。

育休制度改正と堺市独自の取組の同時実施に伴う相乗効果により、仕事と子育てを両立しやすい環境の醸成につなげ、職員のワーク・ライフ・バランスをさらに推進していきます。

1 実施内容

① フレキシブル・ワークの実施

・ 1日単位の勤務時間の変更

1歳に満たない子を育児する常勤職員については、以下のパターンの勤務時間を 1日単位 で設定することを可能とする。

午前 7時30分～午後4時00分（休憩時間 午前11時15分～午後0時）

午前 8時00分～午後4時30分（休憩時間 午後0時～午後0時45分）

午前 8時30分～午後5時00分（休憩時間 午後0時～午後0時45分）

午前 9時30分～午後6時00分（休憩時間 午後0時～午後0時45分）

午前10時00分～午後6時30分（休憩時間 午後0時～午後0時45分）

午前10時30分～午後7時00分（休憩時間 午後1時～午後1時45分）

・ テレワークの要件緩和

1歳に満たない子を育児する職員については、週2回の回数制限を撤廃し、月10回以内で実施することを可能とする。

② 育児休業の取得促進（法改正と同様の内容）

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和
- ・ 子育てパパ休暇の対象期間の拡大

2 開始日

令和4年10月1日

問 い 合 わ せ 先	(テレワークの要件緩和及び育児休業の取得促進等に関すること) 担 当 課：総務局 人事部 人事課 電 話：072-228-7907 ファックス：072-228-8823
	(育児中の職員のフレキシブル・ワークに関すること) 担 当 課：総務局 人事部 労務課 電 話：072-228-7407 ファックス：072-228-8823